

(仮称) ドラッグセイムス石巻東中里店の届出概要について

(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社モリキ
- 2 届出年月日 令和7年4月1日
- 3 店舗の名称 (仮称) ドラッグセイムス石巻東中里店
- 4 店舗設置者 株式会社モリキ 代表取締役 錦織 征紀
長野県飯山市南町13番地3
- 5 店舗所在地 石巻市東中里二丁目55番1 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社モリキ	1, 146 m ²	医薬品、日用雑貨消耗品ほか
計	1, 146 m ²	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和7年12月2日

8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 32台 (指針による必要台数: 32台)
- (2) 駐輪場の収容台数 10台
- (3) 荷さばき施設の面積 32 m²
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 5.04 m³ (指針による必要容量: 3.54 m³)

9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (2) 駐車場の利用時間帯 24時間
- (3) 駐車場の出入口の数 3箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで

10 事務手続き等

- ・公 告 年 月 日 令和7年4月18日
- ・縦 覧 期 間 公告の日から令和7年8月18日まで
(公告の日から4か月間)
- ・地 元 説 明 会 令和7年5月21日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和7年8月4日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和7年8月18日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 令和7年12月1日 (届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	令和7年5月21日（水）午後6時から午後6時30分まで
開催場所	石巻中央公民館 石巻市日和が丘1-2-7
出席人数	2名

質問事項	設置者の回答内容
なし	なし

石巻市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。今後、騒音、振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。	早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車両の騒音対策を講じます。 近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底いたします。 今後、騒音、振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行います。また規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じます。 →県の意見は不要
屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じること。	屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じます。 →県の意見は不要
工事に伴う粉塵や騒音等については、関係法令を遵守するとともに、必要な粉塵飛散及び騒音抑制措置等を講ずること。	工事に伴う粉塵や騒音等については、関係法令を遵守するとともに、必要な粉塵飛散及び騒音抑制措置等を講じます。 →県の意見は不要
廃棄物等からの資源循環を図り、資源循環できないものについては適正処理を推進していただくため、石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例第11条の規定により、店舗新設後に①～③の書類を廃棄物対策課宛に提出願います。①事業系一般廃棄物の減量化及び処理計画書②事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届出書③テナント事業者名簿（該当ある場合のみ）	廃棄物等からの資源循環を図り、資源循環できないものについては適正処理を推進いたします。また、石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例第11条の規定により、店舗新設後に①～③の書類を廃棄物対策課宛に提出いたします。 →県の意見は不要
事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。	事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行います。 →県の意見は不要
既設出入口1の拡幅の際は道路工事施工承認申請書提出のうえ承認を得ること。	既設出入口1の拡幅の際は道路工事施工承認申請書提出のうえ承認を得ます。（承認済） →県の意見は不要
だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の届出が必要です。	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の届出を提出いたします。 →県の意見は不要

<p>出店の届出のあった箇所については、石巻バイパス・県道33号線の主要道路が交差する箇所であり、朝夕の通勤時間・日中の時間を問わず交通量が多い状況である。各校では、常日頃から登下校における安全指導を行っているが、今回届出のあった施設の出店により、周辺道路の交通量の更なる増加が予想され、登下校中の児童生徒の交通事故の発生が懸念される。このことから同店駐車場出入り口付近及び周辺の交通安全対策について最善の配慮を希望する。</p>	<p>各出入口について、停止線の設置および視距の確保を行い安全確保に努めます。また、搬入車両の時間帯について、通学時間帯を避けた計画とし安全確保に努めます。 →県の意見は不要</p>
---	---

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000m²未満のため実施していない

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	株式会社モリキ	
届出年月日	令和7年4月1日	
店舗名称	(仮称) ドラッグセイムス石巻東中里店	
所在地	石巻市東中里二丁目55番1 外	
市町村の意見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県の意見案		
交通関係	あり	なし
騒音関係	あり	なし
廃棄物関係	あり	なし
その他の	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	<p>周辺道路の交通状況について把握し、問題が発生した場合には、必要に応じて交通対策の見直しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。</p> <p>また、騒音対策について、基準を超過している地点付近において住居等が立地した場合や、周辺住民から苦情が申立てられた場合には、追加の騒音防止対策を講じるなど、周辺環境の保全に配慮願います。</p>	